



マルカキカイ株式会社

証券コード 7594

第69回 定時株主総会 招集ご通知

 日時 平成28年2月23日(火曜日)午前10時

 場所 大阪市北区芝田一丁目1番35号
大阪 新阪急ホテル 2階 紫の間

(末尾の「第69回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈
及び役員退職慰労金制度廃止に伴う
打ち切り支給の件
- 第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式
報酬等の額及び内容決定の件

目次

招集ご通知

招集ご通知	1
-------	---

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	3
(1) 事業の経過及びその成果	3
(2) 設備投資の状況	4
(3) 資金調達の状況	4
(4) 対処すべき課題	4
(5) 財産及び損益の状況の推移	5
(6) 重要な親会社及び子会社の状況	6
(7) 主要な事業内容	6
(8) 主要な事業所	6
(9) 従業員の状況	8
(10) 主要な借入先の状況	8
2. 会社の株式に関する事項	9
3. 会社の新株予約権等に関する事項	9
4. 会社役員に関する事項	10
5. 会計監査人の状況	13
6. 業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況	14
7. 会社の支配に関する基本方針	17

連結計算書類・計算書類

連結貸借対照表	18
連結損益計算書	19
連結株主資本等変動計算書	20
貸借対照表	21
損益計算書	22
株主資本等変動計算書	23

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	24
計算書類に係る会計監査人の監査報告	25
監査役会の監査報告	26

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	27
第2号議案 定款一部変更の件	27
第3号議案 取締役1名選任の件	29
第4号議案 監査役2名選任の件	30
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	32
第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈 及び役員退職慰労金制度廃止に伴う 打ち切り支給の件	33
第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式 報酬等の額及び内容決定の件	35

株 主 各 位

大阪府茨木市五日市緑町2番28号
マルカキカイ株式会社
取締役社長 竹下敏章

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年2月22日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年2月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区芝田一丁目1番35号
大阪 新阪急ホテル 2階 紫の間
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第69期（平成26年12月1日から平成27年11月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（平成26年12月1日から平成27年11月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役1名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
 - 第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.maruka.co.jp/ir/soukai>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載をしておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.maruka.co.jp/ir/soukai>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の明確な改善により所得環境が着実に改善し、個人消費は底堅い動きを示しました。こうした民間需要の底堅さを背景に、国内設備投資は総じて緩やかな増加傾向にありました。

その一方で海外では中国の景気減速をきっかけとした新興国経済の失速に伴い、先行きに不透明感が強まり、一部においては設備投資に慎重な動きも見られました。

このような状況の中で、当社グループは、「日米中亜4極体制 新たなステージへ For the Next Stage」をテーマに、中期経営計画の各種施策に取り組んでおります。

その結果、当連結会計年度の売上高は51,593百万円（前期比9.2%増）、営業利益は2,334百万円（同1.9%増）、経常利益は2,643百万円（同0.7%増）、当期純利益は1,729百万円（同7.2%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

産業機械部門では、当社の主力ユーザーである自動車業界を中心に底堅く推移いたしました。地域別に見ますと、日本国内は主力の自動車業界向け工作機械の販売が堅調に推移いたしました。アメリカでは製造業の設備投資が堅調に推移したことから、射出成形機の販売が伸びました。中国は引き続き景気が減速した状態が続いており、依然として厳しい状況であり苦戦いたしました。アジアにおきましては、インドネシアでも政府の予算執行の遅れやルピア安、不透明な世界経済を背景に、依然として景気は低迷しており苦戦いたしました。一方マレーシアにおいては部品販売事業が好調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度における当部門の売上高は42,483百万円（前期比9.4%増）、営業利益は2,783百万円（同0.3%減）となりました。

建設機械部門では、国内の住宅市場が緩やかに回復しており建設用クレーンの需要が増加いたしました。また企業収益の改善に伴う民間投資や震災復興工事を中心に、全体的に国内需要は上昇基調にあります。その一方で国内での公共投資は緩やかに減少しており、また中国の景気後退の影響もあり、建設機械業界は一進一退の状況が続いております。

このような状況下、販売においてはクレーンや中古建機販売が伸びましたが、利益率の低い大口案件や営業力強化を目的とした人員増による人件費が増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における当部門の売上高は9,043百万円（前期比8.2%増）、営業利益は373百万円（同6.1%減）となりました。

その他の事業は保険部門の業績であります。

当連結会計年度における当部門の売上高は65百万円（前期比15.6%増）、営業利益は40百万円（同22.8%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は570百万円（無形固定資産を含む）であります。その主な内容は、レンタル機械の更新設備投資（392百万円）、ジャパンレンタル株式会社の新社屋建設投資（94百万円）、機械装置及び車輛関連の増強及び更新設備投資（26百万円）等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内では企業収益の改善に伴う雇用・所得環境の改善、及び個人消費の底堅い推移を背景に、設備投資は緩やかな増加基調を維持していくと思われます。北米においても、好調な自動車業界を中心に設備投資は緩やかに増加すると思われる一方、中国をはじめとする新興国経済の景気減速にはなおも懸念が残り、先行き不透明な状況であります。

このような状況のもと、当社グループは、2016年度が最終年度である中期経営計画を達成すべく、以下の各種施策に取り組んでおります。

- ①既存ビジネスの拡大。
- ②海外売上高比率を高める。
- ③部品、消耗品、サービス売上高比率を高める。
- ④海外販売代理店網（新商品、新商権）の構築。

また、「グローバルビジネス」から「ローカリゼーション（経営の現地化）」、「システム営業」から「ソリューションビジネス」への転換を図り、安定的収益を確保できる事業の構築と、強固な経営基盤に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 66 期	第 67 期	第 68 期	第 69 期
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	(当連結会計年度) 平成 27 年度
売上高	41,968百万円	45,434百万円	47,257百万円	51,593百万円
営業利益	2,311百万円	2,193百万円	2,290百万円	2,334百万円
経常利益	2,495百万円	2,549百万円	2,624百万円	2,643百万円
当期純利益	1,366百万円	1,458百万円	1,613百万円	1,729百万円
1株当たり当期純利益	150.69円	160.88円	178.01円	195.40円
総資産	28,174百万円	29,731百万円	35,039百万円	38,809百万円
純資産	13,866百万円	15,928百万円	17,501百万円	18,946百万円

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 66 期	第 67 期	第 68 期	第 69 期
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	(当事業年度) 平成 27 年度
売上高	31,629百万円	31,101百万円	35,560百万円	36,609百万円
営業利益	1,389百万円	1,338百万円	1,664百万円	1,775百万円
経常利益	1,728百万円	1,899百万円	2,056百万円	2,167百万円
当期純利益	1,037百万円	1,202百万円	1,251百万円	1,434百万円
1株当たり当期純利益	114.40円	132.65円	138.03円	162.08円
総資産	24,060百万円	23,734百万円	28,324百万円	30,926百万円
純資産	11,823百万円	13,022百万円	14,045百万円	14,787百万円

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
マルカ・アメリカ	US\$6,000,000	100%	産業機械の販売

(7) 主要な事業内容

事業の種類	事業の内容
産業機械	工作機械、鍛圧機械、物流機械等の産業機械及びその周辺装置の販売
建設機械	クレーン、掘削機械、基礎工事用機械、高所作業車等の建設機械及びその周辺装置の販売とレンタル
その他の事業	保険代理店業

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪府茨木市	静岡営業所	静岡県静岡市
東京支社	東京都中央区	松山営業所	愛媛県松山市
中部支社	愛知県名古屋市	島根営業所	島根県松江市
岡山支店	岡山県岡山市	台北支店	台湾台北市
福岡支店	福岡県大野城市	シンガポール駐在事務所	シンガポールタンパインズ地区
東北支店	宮城県仙台市		

② 子会社の主要な事業所

	名 称	所 在 地
国 内	ソノルカエンジニアリング株式会社	大 阪 府 摂 津 市
	ジャパンレンタル株式会社	神 奈 川 県 川 崎 市
海 外	マ ル カ ・ ア メ リ カ	米 国 ニュージャージー州
	インダストリアル・ツール社	米 国 ミ ネ ソ タ 州
	マ ル カ ・ メ キ シ コ	メ キ シ コ アグアスカリエンテス市
	マ ル カ ・ 上 海	中 国 上 海 市
	マ ル カ ・ 広 州	中 国 広 州 市
	マ ル カ ・ タ イ	タ イ バ ン コ ク 市
	マルカ・エクスポート・タイ	タ イ ピ ン ト ン
	マ ル カ ・ イ ン ド ネ シ ア	イ ン ド ネ シ ア ジ ャ カ ル タ 市
	マ ル カ ・ マ レ ー シ ア	マ レ ー シ ア ク ア ラ ル ン プ ー ル 市
	マ ル カ ・ フ ィ リ ピ ン	フ ィ リ ピ ン マ ニ ラ 市
	マ ル カ ・ イ ン ド	イ ン ド デ リ ー 市
	マ ル カ ・ ベ ト ナ ム	ベ ト ナ ム ハ ノ イ 市

招集通知

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
520名	27名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
181名	11名増	38.0歳	10.1年

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	346百万円
株式会社みずほ銀行	283百万円
株式会社三井住友銀行	29百万円

(注) 上記は、マルカ・アメリカ及びマルカ・上海の銀行借入金であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 33,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,327,700株(自己株式529,090株を含む。)
 (3) 株主数 6,926名
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
コベルコクレーン株式会社	594千株	6.8%
株式会社不二越	576千株	6.5%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	550千株	6.3%
株式会社りそな銀行	350千株	4.0%
株式会社みずほ銀行	328千株	3.7%
HORIZON GROWTH FUND N. V.	289千株	3.3%
マルカキカイ従業員持株会	283千株	3.2%
株式会社三菱東京UFJ銀行	255千株	2.9%
乾 孝 義	208千株	2.4%
ダイハツ工業株式会社	200千株	2.3%

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式(529,090株)を控除して算出し、小数点第2位を四捨五入して計算しております。
 また、自己株式は上位10名から除いております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
釜 江 信 次	代 表 取 締 役 会 長	ソノルカエンジニアリング株式会社 代表取締役会長
竹 下 敏 章	代 表 取 締 役 社 長	
二 橋 春 久	常 務 取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員 産 業 機 械 本 部 長	
真 鍋 聡	取 締 役 兼 執 行 役 員 東 南 ア ジ ア ・ イ ン ド 営 業 統 括	マルカ・インド 取締役社長
難 波 経 久	取 締 役 兼 執 行 役 員 中 国 営 業 統 括	マルカ・上海 董事長総経理 マルカ・広州 董事長
吉 儀 裕 之	取 締 役 兼 執 行 役 員 建 設 機 械 本 部 担 当	ジャパンレンタル株式会社 代表取締役社長
飯 田 邦 彦	取 締 役 兼 執 行 役 員 管 理 本 部 長	
泉 信 介	取 締 役	コベルコクレーン株式会社 取締役執行役員
杉 浦 克 典	常 勤 監 査 役	
有 山 晃 一	常 勤 監 査 役	
柴 功 安	監 査 役	株式会社不二越 常務取締役
長 崎 伸 郎	監 査 役	あいおいニッセイ同和損害保険株式 会社 取締役常務執行役員 ミサワホーム株式会社 監査役

- (注) 1. 泉 信介氏は、社外取締役であります。
 2. 柴 功安氏及び長崎伸郎氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、監査役長崎伸郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 柴 功安氏は、平成27年11月30日付で株式会社不二越常務取締役を退任いたしました。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
諸 富 秀 一	平成27年2月24日	任期満了	取締役兼執行役員 産業機械本部長
湯 村 幸 次	平成27年2月24日	任期満了	取締役 コベルコクレーン株式会社特別顧問
森 康 明	平成27年2月24日	任期満了	監査役

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	124,134千円 (2,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	18,400千円 (4,800千円)
合 計 (うち社外役員)	15名 (4名)	142,534千円 (7,200千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、平成19年2月26日開催の第60回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、平成19年2月26日開催の第60回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役泉 信介氏は、コベルコクレーン株式会社の取締役執行役員を兼務しております。なお、当社は同社と商品仕入・販売等の取引関係があります。
- ・監査役柴 功安氏は、株式会社不二越の常務取締役を兼務しております。なお、当社は同社と商品仕入・販売等の取引関係があります。
- ・監査役長崎伸郎氏は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役常務執行役員及びミサワホーム株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の保険代理店であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 泉 信介	平成27年2月24日就任以降に開催された取締役会10回のうち、9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 柴 功安	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、8回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会7回のうち、5回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 長崎伸郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、10回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会7回のうち、6回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

近畿第一監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	14,500千円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	14,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画等の内容等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年11月24日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針を一部改定する決議をしました。

改定後の当該基本方針の決議内容は次のとおりであります。

① 内部統制システムの基本的な考え方

当社は「人生是誠也」を社訓とし、「最善の奉仕」をモットーに、「顧客の満足」を使命とし、会社法、会社法施行規則及び法令等の遵守はもとより、高い企業理念に基づいた企業活動を実践し、社会の期待に応える企業となることを目指す。

② 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及びグループ会社の役職員が例外なく守らなければならない基本原則として「コンプライアンスマニュアル」を制定する。このコンプライアンスマニュアルを基に、誠心誠意をもって法令、定款及び社内規程の遵守徹底を図り、より一層倫理的な組織文化を構築する。
- ・社長は、当社及びグループ会社の内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、必要に応じて各担当部署において、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- ・内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置く。
- ・取締役は当社及びグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会または経営会議において報告するものとする。
- ・法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部及び公益通報規程を制定し、通報者がその行為によって不利益を被ることのないよう社内通報システムを整備し、その運用を図る。
- ・監査役は当社及びグループ会社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認められるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録、保存する。また、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

④ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は、当社及びグループ会社における事業活動を行ううえで、当社を取り巻くリスクを適切に認識し、管理するため「リスク管理規程」を制定する。また、純粹リスク、価格変動リスク、信用リスク等リスクの把握、リスク対策の立案、リスクコントロールを行うためリスク管理委員会を設置し、その内容を定期的に取締役会に報告するとともに、輸出関連法規及び当社安全保障輸出管理規程遵守によるコンプライアンスの維持・向上を図る。
- ・ 当社は、当社及びグループ会社の重大な危機に対するリスク管理体制として、緊急かつ不測の事態に対応するため危機管理規程を定め、同規程に従った危機対応体制を構築する。

⑤ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に会長、社長をはじめ取締役、執行役員、グループ会社責任者によって構成される経営会議において論議を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ・ 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌・権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるとともに、同規程は法令の改廃、職務環境の変化及びより高い業務効率達成のために随時見直しを行うこととする。

⑥ 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するため、当社及びグループ会社は当社の諸規程を基礎とするが、業態または国情等により当社諸規程がそぐわない場合には、グループ各社で諸規程を定めるものとする。経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営の管理を行うものとする。
- ・ 内部監査室は、グループ会社に対する当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項

- ・ 監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は監査役の職務を補助すべき使用人として、当社及びグループ会社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
- ・ 監査役補助者に任命された使用人は、監査役より指揮された監査業務に必要な命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないこととする。
- ・ 監査役補助者に任命された使用人の人事異動・評価、賃金等の改定については監査役会と協議するものとする。

⑧ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査役会または監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 取締役及び使用人は、適時担当部門の業務の状況について監査役への報告をすることとする。前記に関わらず、監査役は、当社の稟議事項等の重要情報及びグループ会社からの報告に係る情報を常時閲覧することができるとともに、必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ・ 社内通報の方法については、内部及び公益通報規程に基づき、内部通報相談窓口を設置する。そのことにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ・ 監査役会または監査役に対して直接報告を行った当社の使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

⑨ 監査役職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務を執行する際に生じる合理的な費用は当社の負担とし、監査役がその前払を求める場合にはこれに応じる。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制の整備、運用を行う。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

- ・ 当社は公正な経営を実現するため「コンプライアンスマニュアル」を制定し、法令遵守・企業倫理の徹底を図っている。

- ・ 対応窓口

反社会的勢力に関する事項についての対応はすべて本社・総務部において対応することとする。反社会的勢力から理不尽な要求などの事態が発生した場合は、速やかに顧問弁護士や警察に相談し、適切な指導を受けながら対応することとする。

- ・ 情報収集

当社は大阪府企業防衛対策協議会に加盟して、警察や地元企業との連絡を密にし、反社会的勢力に関する情報収集を行う。新規の取引先に関しては、信用調査機関の調査書などを入手し、社歴をチェックするなど、反社会的勢力でないことを確認したうえで、対応するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ・ 毎月1回の定例取締役会のほか、毎月2回の経営会議を開催し、法令等で定められた事項や経営方針、予算の策定等経営に関する重要な事項を決定し、月次業績の予算実績の分析・評価・対策を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

- ・ 監査役会を7回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役のほか重要な会議へ出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。

- ・ 当社及びグループ会社の役職員が守らなければならない基本原則である「コンプライアンスマニュアル」の社内研修を実施いたしました。

- ・ リスク管理委員会を開催し、「リスク管理規程」で定められた各種リスクの管理状況の確認・改善等の審議を行い、取締役会に報告いたしました。また、輸出管理体制を改善すべく、「輸出管理マニュアル」を改定し、定期的に研修会・勉強会を実施いたしました。

7. 会社の支配に関する基本方針

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、現状の株式分布状況を鑑みて、現時点での敵対的買収防衛策の導入はしておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	[31,927,323]	流 動 負 債	[19,198,680]
現金及び預金	9,944,333	支払手形	217,941
受取手形	2,461,400	買掛金	11,019,260
売掛金	13,354,684	電子記録債権	5,439,942
電子記録債権	1,331,984	短期借入金	200,053
有価証券	300,000	1年内返済予定の長期借入金	67,860
商品及び製品	2,420,386	未払法人税等	421,363
仕掛品	99,345	前受金	1,113,120
原材料及び貯蔵品	1,769	割賦利益繰延金	67,104
前渡金	758,697	役員賞与引当金	5,700
繰延税金資産	262,562	その他の	646,332
未収入金	738,796	固 定 負 債	[664,506]
その他の	287,836	長期借入金	101,791
貸倒引当金	△ 34,474	繰延税金負債	124,516
固 定 資 産	[6,882,200]	退職給付に係る負債	45,439
有 形 固 定 資 産	(4,760,949)	役員退職慰労引当金	190,583
建物及び構築物	876,988	再評価に係る繰延税金負債	167,563
機械装置及び運搬具	63,750	その他の	34,612
工具器具備品	59,490	負 債 合 計	19,863,186
貸与資産	898,701	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	9,876	株 主 資 本	[17,389,952]
土	2,852,142	資本金	1,414,415
無 形 固 定 資 産	(376,357)	資本剰余金	1,300,391
のれ	303,497	利益剰余金	15,336,982
その他	72,859	自己株式	△ 661,837
投 資 其 他 の 資 産	(1,744,893)	その他の包括利益累計額	[905,102]
投資有価証券	1,365,883	その他有価証券評価差額金	249,147
繰延税金資産	166,401	繰延ヘッジ損益	3,446
その他の	268,514	土地再評価差額金	316,142
貸倒引当金	△ 55,905	為替換算調整勘定	375,255
資 産 合 計	38,809,523	退職給付に係る調整累計額	△ 38,889
		少 数 株 主 持 分	[651,281]
		純 資 産 合 計	18,946,336
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,809,523

連 結 損 益 計 算 書

(平成26年12月 1 日から
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		51,593,405
売上原価		44,010,603
売上総利益		7,582,802
未実現利益	25,032	
未実現利益繰入額	35,752	△ 10,720
売上総利益		7,572,081
販売費及び一般管理費		5,237,540
営業利益		2,334,541
営業外収益		
受取利息	53,533	
受取配当金	14,326	
受取家賃	9,719	
固定資産売却益	90,512	
固定資産売却差益	70,048	
不動産賃貸料	96,883	
雑収入	32,919	367,944
営業外費用		
支払利息	12,525	
不動産賃貸費用	44,293	
雑損失	1,725	58,544
経常利益		2,643,941
特別利益		
固定資産売却益	4,265	
投資有価証券売却益	60	4,325
特別損失		
固定資産売却損	13	
固定資産除却損	125	
投資有価証券評価損	3,268	3,407
税金等調整前当期純利益		2,644,859
法人税、住民税及び事業税	895,659	
法人税等調整額	△ 6,282	889,376
少数株主損益調整前当期純利益		1,755,482
少数株主利益		25,620
当期純利益		1,729,861

招集し通知

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,414,415	1,300,391	13,859,208	△211,874	16,362,141
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△258,893	—	△258,893
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	6,805	—	6,805
当 期 純 利 益	—	—	1,729,861	—	1,729,861
自己株式の取得	—	—	—	△449,963	△449,963
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中 の変動額合計	—	—	1,477,774	△449,963	1,027,811
当 期 末 残 高	1,414,415	1,300,391	15,336,982	△661,837	17,389,952

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延 ヘッジ損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	260,736	—	299,043	△5,291	△19,782	534,706	604,584	17,501,432
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△258,893
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—	—	—	6,805
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	—	1,729,861
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△449,963
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)	△11,588	3,446	17,098	380,547	△19,107	370,395	46,696	417,092
連結会計年度中 の変動額合計	△11,588	3,446	17,098	380,547	△19,107	370,395	46,696	1,444,903
当 期 末 残 高	249,147	3,446	316,142	375,255	△38,889	905,102	651,281	18,946,336

貸借対照表

(平成27年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	[24,308,347]	流 動 負 債	[15,682,158]
現 金 預 金	7,708,019	買 掛 金	9,057,466
受取手形及び売掛金	13,389,742	電 子 記 録 債 務	5,439,942
電 子 記 録 債 権	1,143,450	未 払 法 人 税 等	339,000
有 価 証 券	300,000	前 受 金	398,630
商 品 及 び 製 品	500,383	割 賦 利 益 繰 延	67,104
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,769	役 員 賞 与 引 当 金	5,700
前 渡 金	395,695	そ の 他	374,313
繰 延 税 金 資 産	100,194	固 定 負 債	[455,987]
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	147,600	繰 延 税 金 負 債	73,544
そ の 他	629,787	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	180,267
貸 倒 引 当 金	△ 8,294	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	167,563
固 定 資 産	[6,617,720]	そ の 他	34,612
有 形 固 定 資 産	(3,459,877)	負 債 合 計	16,138,146
建 物	469,873	純 資 産 の 部	
建 物 附 属 設 備	78,429	株 主 資 本	[14,214,625]
構 築 物	28,665	資 本 金	(1,414,415)
機 械 及 び 装 置	53	資 本 剩 余 金	(1,300,391)
車 両 運 搬 具	439	資 本 準 備 金	1,248,878
工 具 器 具 備 品	17,211	そ の 他 資 本 剩 余 金	51,513
貸 与 資 産	346,605	利 益 剩 余 金	(12,161,654)
土 地	2,518,599	利 益 準 備 金	120,704
無 形 固 定 資 産	(68,823)	そ の 他 利 益 剩 余 金	12,040,950
電 話 加 入 権	4,515	退 職 給 与 積 立 金	497,327
ソ フ ト ウ ェ ア	64,308	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	139,543
投 資 其 他 の 資 産	(3,089,019)	別 途 積 立 金	1,015,070
投 資 有 価 証 券	1,291,063	繰 越 利 益 剩 余 金	10,389,010
関 係 会 社 株 式	1,548,939	自 己 株 式	(△661,837)
従 業 員 長 期 貸 付 金	4,001	評 価 ・ 換 算 差 額 等	[573,296]
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	236,670	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	253,707
前 払 年 金 費 用	12,038	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3,446
そ の 他	183,103	土 地 再 評 価 差 額 金	316,142
貸 倒 引 当 金	△ 186,797	純 資 産 合 計	14,787,921
資 産 合 計	30,926,067	負 債 ・ 純 資 産 合 計	30,926,067

招集ご通知

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(平成26年12月 1 日から
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		36,609,289
上期商品棚卸高	612,856	
当期商品仕入高	32,579,381	
合 計	33,192,237	
期末商品棚卸高	502,152	32,690,085
売上総利益		3,919,203
割賦販売未実現利益戻入額	25,032	
割賦販売未実現利益繰入額	35,752	△10,720
差引売上総利益		3,908,483
販売費及び一般管理費		2,132,544
営業利益		1,775,938
営業外収益		
受取利息	44,083	
受取配当金	138,830	
受取家賃	18,359	
固定資産売却益	48,240	
不動産賃貸料	96,883	
雑収入	10,758	
雑収入	81,179	438,335
営業外費用		
支払利息	4,034	
不動産賃貸費用	41,488	
雑損失	921	46,444
経常利益		2,167,829
特別利益		
固定資産売却益	60	60
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	550	550
税引前当期純利益		2,167,339
法人税、住民税及び事業税	701,295	
法人税等調整額	31,176	732,472
当期純利益		1,434,866

株主資本等変動計算書

(平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
				固定資産 圧縮積立金	その他の 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	1,414,415	1,248,878	51,513	120,704	132,737	1,512,397	9,213,036
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△258,893
固定資産圧縮積立金の積立	－	－	－	－	6,805	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	－	1,434,866
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	6,805	－	1,175,973
当 期 末 残 高	1,414,415	1,248,878	51,513	120,704	139,543	1,512,397	10,389,010

	株 主 資 本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△211,874	13,481,808	264,281	－	299,043	563,325	14,045,134
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	－	△258,893	－	－	－	－	△258,893
固定資産圧縮積立金の積立	－	6,805	－	－	－	－	6,805
当 期 純 利 益	－	1,434,866	－	－	－	－	1,434,866
自己株式の取得	△449,963	△449,963	－	－	－	－	△449,963
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	△10,573	3,446	17,098	9,970	9,970
事業年度中の変動額合計	△449,963	732,816	△10,573	3,446	17,098	9,970	742,787
当 期 末 残 高	△661,837	14,214,625	253,707	3,446	316,142	573,296	14,787,921

招集通知

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年1月8日

マルカキカイ株式会社

取締役会 御中

近畿第一監査法人

代表社員 公認会計士 寺井清明 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 伊藤宏範 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マルカキカイ株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルカキカイ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「会計方針の変更」に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は当連結会計年度より、有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年1月8日

マルカキカイ株式会社
取締役会 御中

近畿第一監査法人

代表社員 公認会計士 寺井清明 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 伊藤宏範 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルカキカイ株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。
計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当事業年度より、有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人近畿第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人近畿第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年1月13日

マルカキカイ株式会社 監査役会

常勤監査役	杉	浦	克	典	ⓐ
常勤監査役	有	山	晃	一	ⓐ
社外監査役	柴		功	安	ⓐ
社外監査役	長	崎	伸	郎	ⓐ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたし、1株につき20円といたしたいと存じます。

なお、既に1株につき15円の間配当を実施しておりますので、当期の年間配当は1株につき35円となります。

(1) 配当財産の種類及びその総額

配当財産の種類は金銭によるものとし、その総額は175,972,200円といたします。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年2月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第27条(取締役の責任免除)及び第35条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 法令で定める監査役の員数が欠くことになる場合に備え、補欠監査役の選任の効力に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (選任の方法) 第29条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略) (新 設)</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第27条 (現行通り)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (選任の方法および補欠監査役の選任の効力) 第29条 (現行通り)</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 (現行通り)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役吉儀裕之氏は、本総会の終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任されます取締役の任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
なが さき のぶ お郎 (昭和30年6月28日生)	昭和53年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社 平成18年1月 同社グローバル監査室長 平成20年1月 同社関連事業部長 平成21年1月 同社関連事業室長 平成22年1月 あいおい損害保険株式会社(現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)理事 平成22年4月 同社執行役員 平成23年2月 当社監査役(現在) 平成26年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役執行役員 平成27年4月 同社取締役常務執行役員(現在) 平成27年6月 ミサワホーム株式会社監査役(現在) (重要な兼職の状況) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役常務執行役員 ミサワホーム株式会社監査役	100株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 長崎伸郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 長崎伸郎氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
 長崎伸郎氏は、トヨタ自動車株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社における豊富な経験を通じて高い見識を有しておられ、業務執行より独立した公正で客観的な立場から経営監督機能を担っていただくためであります。同氏の大局的な見地からの意見等は当社経営にとって重要であり、適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
4. 長崎伸郎氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって5年となります。なお、同氏は、本株主総会終結の時をもって当社監査役を辞任により退任する予定であります。また、現在当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、同氏の選任が承認された場合、引続き独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

5. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
社外取締役候補者である長崎伸郎氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役柴 功安氏及び監査役長崎伸郎氏は、本総会の終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査役候補者古澤 哲氏は退任監査役柴 功安氏の、監査役候補者牛島慶太氏は退任監査役長崎伸郎氏のそれぞれ補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、それぞれ退任される前任者の監査役任期の満了する時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	古 澤 哲 (昭 和 34 年 6 月 4 日 生)	昭和53年4月 株式会社不二越入社 平成11年2月 同社NACHI (AUSTRALIA) PTY. LIMITED 社長 平成19年2月 同社営業戦略本部 工具営業部 業務部長 兼 国際業務部 業務・企画部長 平成25年2月 同社NACHI SINGAPORE PTE. LTD. 社長 平成26年2月 同社取締役営業戦略本部副本部長 アセアン地区担当 欧州地区担当 平成27年9月 同社取締役営業戦略本部副本部長 経営企画部副部長 韓国・台湾・インド担当 海外営業管理担当 平成27年11月 同社取締役営業戦略本部副本部長 経営企画部副部長 韓国・台湾・インド担当 海外営業管理担当 東京事業所長 (現在) (重要な兼職の状況) 株式会社不二越取締役	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
2	牛 島 慶 太 (昭和28年7月28日生)	昭和54年4月 大阪国税局入局 平成19年7月 三木税務署長 平成20年7月 大阪国税局調査第一部国際情報第一課長 平成22年7月 同局調査第一部調査審理課長 平成23年7月 同局調査第一部調査管理課長 平成24年7月 同局総務部次長 平成25年7月 堺税務署長 平成26年8月 牛島慶太税理士事務所代表 (現在) 平成27年6月 株式会社大真空監査役 (現在) (重要な兼職の状況) 牛島慶太税理士事務所代表 株式会社大真空監査役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 古澤 哲氏、牛島慶太氏は、社外監査役候補者であります。
3. 古澤 哲氏、牛島慶太氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- ①古澤 哲氏は、株式会社不二越において、海外分野での幅広い経験と高い見識を有しておられ、これを当社の監査に活かしていただくため、社外監査役候補者といたしました。
- ②牛島慶太氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士として税務業務を通じて会社経営に精通しており、客観的・中立的な監査をしていただくため、社外監査役候補者といたしました。
4. 牛島慶太氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 社外監査役候補者である古澤 哲氏、牛島慶太氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、社外監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の監査役任期の満了する時までといたします。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
佐竹明 (昭和49年12月6日生)	平成9年4月 大和ハウス工業株式会社入社 平成20年12月 大阪弁護士会 入会 樺島法律事務所 入所 平成24年2月 京都弁護士会 入会 烏丸法律事務所 入所(現在) 平成25年8月 一般財団法人頼山陽旧跡保存会 理事(現在)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐竹 明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 佐竹 明氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
佐竹 明氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高度な専門知識を有しておられ、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。
4. 補欠の社外監査役候補者である佐竹 明氏の選任が承認され、かつ、社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会の終結の時をもって取締役を退任される吉儀裕之氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
よし ぎ ひろ ゆき 吉 儀 裕 之	平成23年2月 当社取締役兼執行役員（現在に至る）

また、当社は役員報酬制度の見直しの一環として、平成28年1月13日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会の終結の時をもって廃止することを決定いたしました。

これに伴いまして、任期途中の取締役6名及び監査役2名に対し、これまでの労に報いるため、それぞれの就任時から本総会の終結の時までの在任期間を対象とし、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

支給時期は取締役または監査役の退任時とし、具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会の決議に、また監査役については監査役の協議によることに、それぞれご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の氏名、略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
かま え しん じ 釜 江 信 次	平成3年2月 当社取締役 平成9年2月 当社常務取締役 平成12年2月 当社専務取締役 平成15年2月 当社代表取締役社長 平成23年2月 当社代表取締役会長（現在に至る）
たけ した とし あき 竹 下 敏 章	平成16年2月 当社取締役 平成19年2月 当社取締役兼常務執行役員 平成23年2月 当社代表取締役社長（現在に至る）
に はし はる ひさ 二 橋 春 久	平成25年2月 当社取締役兼執行役員 平成27年2月 当社常務取締役兼常務執行役員（現在に至る）
ま なべ さとし 真 鍋 聡	平成19年2月 当社取締役兼執行役員（現在に至る）
なん げ つね ひさ 難 波 経 久	平成23年2月 当社取締役兼執行役員（現在に至る）
い い だ く に ひこ 飯 田 邦 彦	平成25年2月 当社取締役兼執行役員（現在に至る）
すぎ うら かつ のり 杉 浦 克 典	平成27年2月 当社常勤監査役（現在に至る）
あり やま こう いち 有 山 晃 一	平成25年2月 当社常勤監査役（現在に至る）

第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、取締役（社外取締役を除く）及び当社と委任契約をしている執行役員（以下、「取締役等」といいます。）を対象に、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度である業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。

具体的には、平成19年2月26日開催の第60回定時株主総会にて決議いただいた取締役の報酬限度額とは別枠で新たな業績連動型株式報酬を平成28年11月末日で終了する事業年度から当社の取締役等に対して支給するため、報酬等の額および内容についてご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役1名選任の件」が原案どおり可決されますと取締役6名、執行役員6名となります。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭（その上限は下記（6）のとおりとします。）を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社の取締役等に対して、当社が定める役員報酬に係る役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社の取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

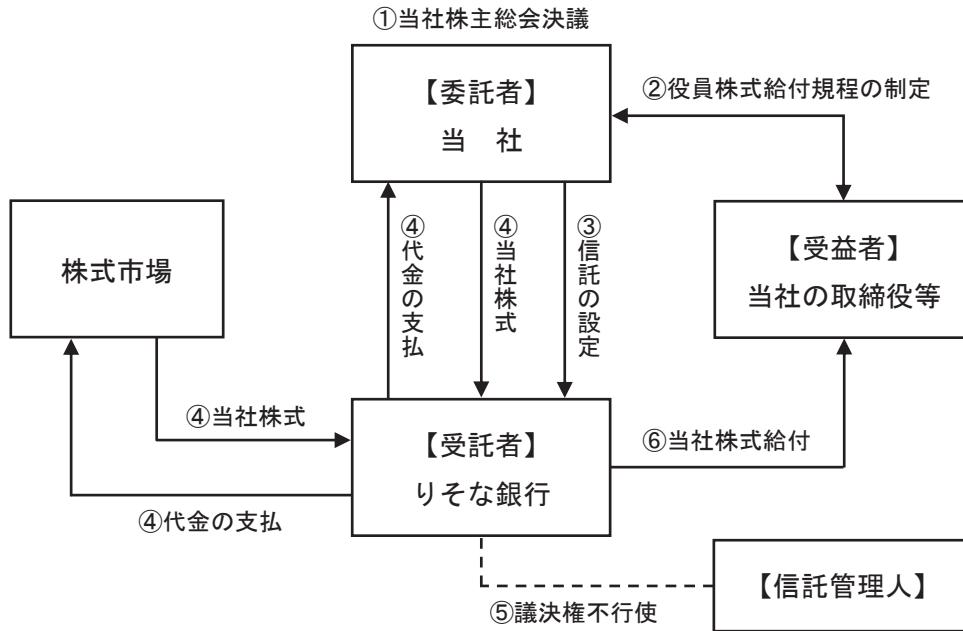
当社の取締役等（社外取締役を含みません。）とします。

(3) 対象期間

平成28年11月末日で終了する事業年度から平成32年11月末日で終了する事業年度までの5事業年度及び当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間（以下、それぞれの5事業年度を「対象期間」といいます。）とします。

(4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営いたします。



- ① 当社は本制度の導入に関して当社株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る役員株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象者である取締役等を受益者候補とする信託(本信託)を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式の処分)または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の役員株式給付規程の定めにより、本制度の対象者である取締役等の役位及び業績達成度に応じて、取締役等にポイントが付与されます。退任時等、役員株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

(5) 信託期間

平成28年4月15日(予定)から平成33年4月末日(予定)までの約5年間とします。ただし、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の範囲内とします。

(6) 当社が拠出する金員の上限及び株数の上限

当社は、当初対象期間の役員報酬として本制度に基づく取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、2億円を上限とする金員を拠出し、受益者の要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定します。当初の対象期間中、2億円の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を、取引所市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、2億円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（8）参照）に相当する当社株式で取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、2億円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします。）を控除した金額とします。なお、対象期間に本信託が取得する当社株式数の上限は、11万株（ただし、当社株式について株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行った数）とします。

（7）信託による当社株式の取得方法及び取得時期

本信託による当社株式の取得は上記（6）の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で取引市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

（8）本制度対象者へ給付される当社株式数の算出方法と上限株数

取締役等には、各対象期間中の各事業年度における役位及び業績達成度に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

取締役等には、各対象期間中の各事業年度（以下、「評価対象事業年度」といいます。）における役位別基本ポイントに、業績達成度に応じて算定される業績連動係数を乗じた、一定のポイント数が付与されます。業績連動係数は、決算短信で開示される毎事業年度期初の連結ベースの予想経常利益の達成率とし、0から1.2の範囲とします。

なお、対象期間に当社グループの取締役等に付与される株式数の累計数の上限は、11万株とします。

（9）本制度対象者への当社株式給付時期

原則として、当社の取締役等が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を給付します。

(10) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることとなります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人に寄付することを予定しています。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託は、役員報酬に係る役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却するまたは公益法人に寄付することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人に寄付することを予定しています。

【本信託の概要】

- ① 名称 : 役員向け株式給付信託
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : 株式会社りそな銀行
- ④ 受益者 : 取締役等のうち、受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- ⑥ 本信託契約の締結日 : 平成28年4月15日 (予定)
- ⑦ 金銭を信託する日 : 平成28年4月15日 (予定)
- ⑧ 信託の期間 : 平成28年4月15日 (予定) から平成33年4月末日 (予定)

以 上

《 株主総会 会場 》

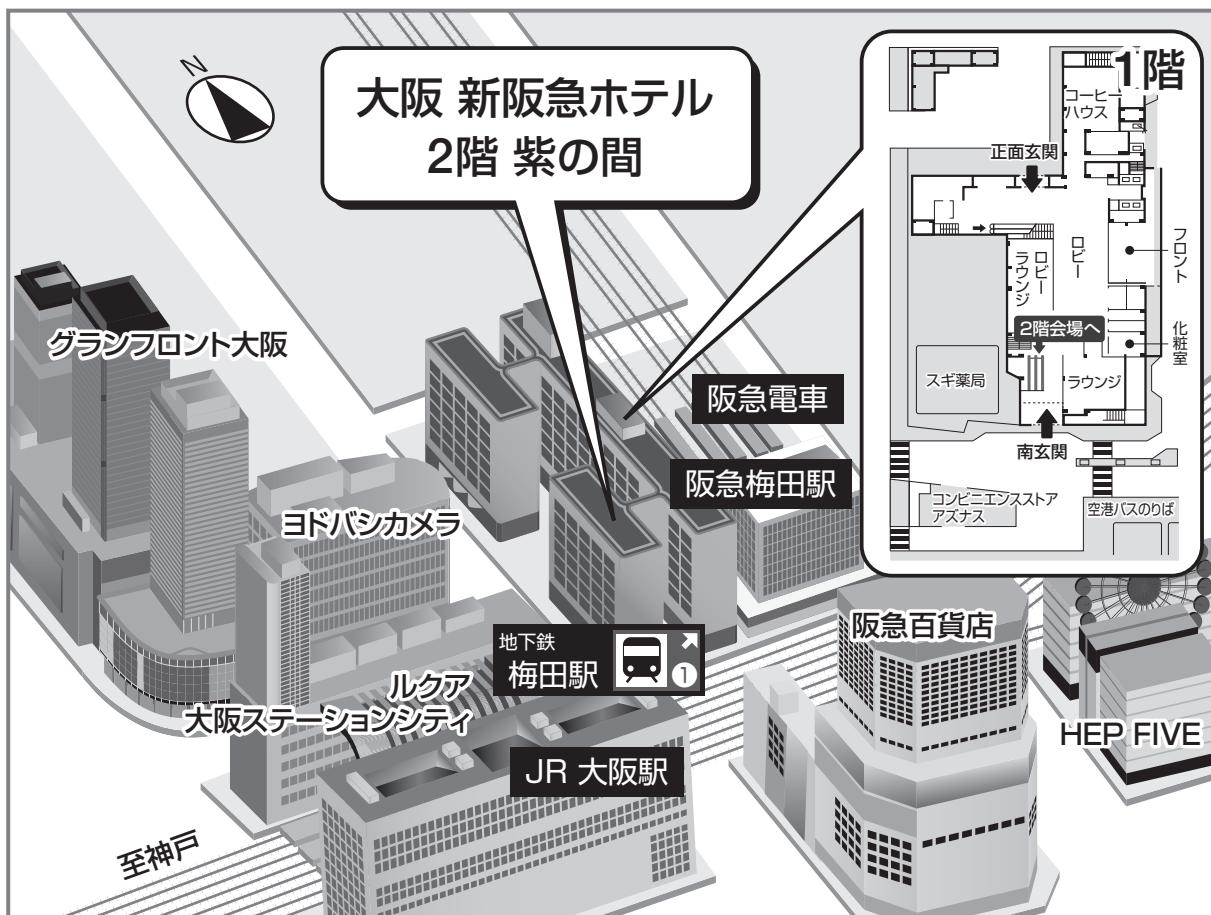
大阪 新阪急ホテル(2階 紫の間)

大阪市北区芝田一丁目1番35号

大阪 新阪急ホテル

検索

<http://www.hankyu-hotel.com/hotel/osakashh/>



最寄駅



- ・ JR「大阪駅」
 - ・ 地下鉄御堂筋線「梅田駅」
 - ・ 阪急電鉄「梅田駅」
 - ・ 地下鉄谷町線「東梅田駅」
 - ・ 阪神電鉄「梅田駅」
- 上記各駅から徒歩1～10分位

◎ 当日は駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。